

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針
(平成 18 年環境省告示第 140 号) (抜粋)

第 1 動物の愛護及び管理の基本的考え方

第 2 今後の施策展開の方向

1 基本的視点

2 施策別の取組

施策別の取組は次のとおりである。関係機関等は、これらの施策について、平成 29 年度までにその実施が図られるように努めるものとする。

(8) 災害時対策

①現状と課題

地震等の緊急災害時においては、動物を所有又は占有する被災者等の心の安らぎの確保、被災動物の救護及び動物による人への危害防止等の観点から、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、国や地方公共団体、獣医師会、動物愛護団体等によって行われてきている。今後とも引き続きこれらの措置が、関係機関等の連携協力の下に迅速に行われるようにするための体制を平素から確保しておく必要がある。

②講ずべき施策

ア 地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けの明確化等を通じて、動物の救護等が適切に行うことができるような体制の整備を図ること。

イ 動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。

岩手県動物愛護管理推進計画（平成20年3月）（抜粋）

オ 災害時の動物救護対策の推進 《施策14》

- ・ 岩手県地域防災計画に定める「愛玩動物の救護対策」が迅速かつ円滑に実施されるよう、獣医師会や動物愛護団体等との協定の締結による協力体制の構築や具体的行動マニュアル等の作成など、災害発生時に備えた体制の整備に努めます。

岩手県地域防災計画

第16節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 5 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。

第9 愛玩動物の救護対策

- 県本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、市町村等関係機関や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。
 - ア 所有者不明の動物及び放浪している動物について、市町村及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。
 - イ 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。
 - ウ 飼い主とともに避難した動物の飼養について、市町村と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。
 - エ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

宮城県動物愛護管理推進計画（平成19年12月）（抜粋）

◇ 災害時の動物救護態勢

過去に発生した大地震の際には、緊急災害時動物救援本部の受け入れ先がなく、長期に渡り仮本部での運用を余儀なくされた例がありました。被災した人の中には動物と被災生活を共にするために車内に長期間寝泊まりをしたため、体調が悪化し死亡するというケースも発生しました。また、被災した動物が飼養者と離ればなれになってしまうこともありました。

このようなことを防止するため、宮城県は（社）宮城県獣医師会と平成19年3月に協定を締結し、緊急災害時の動物救援本部の受け皿となる仕組みが構築されました。今後はマニュアルの策定や訓練の実施、さらに災害への備えについての普及啓発が課題となっております。

このため、災害時の初動体制の行動を想定した訓練を行うことや、動物の飼養者に対し、日頃のしつけの他、鑑札・注射済票、迷子札及びマイクロチップ等を装着するなどの普及啓発を実施していく必要があります。

施策11

◇ 大規模災害に対応できる救護態勢の整備

1 訓練の実施と役割分担の明確化

宮城県と（社）宮城県獣医師会は平成19年3月に協定を締結し、緊急災害時動物救援本部の受け皿となる仕組みを構築しました。今後、被災を想定し、災害協定に基づく災害動物の救護の実地訓練及び机上訓練を県、獣医師会及び市町村など関係者が連携協力し、計画的に実施してまいります。

2 災害時の被災動物の保護と飼い主募集制度の構築

大規模災害時は、動物が飼養者と離れて生活することが考えられます。飼養者とともに避難しても、多数の被災者が集まる避難所の中で人と同居することは困難なことから、別に設けられた被災動物収容施設に収容される可能性が高くなります。こうしたことから、動物に対して常にしつけを行っておく必要があります。

県は、市町村、獣医師会及び動物愛護団体等と連携し、大規模災害発生時に被災者が動物と一緒に避難することを想定した同行避難や、災害時の備えについて飼養者及び県民に対して広く周知してまいります。

また、被災時における飼養者不明の動物を保護し、新たな飼養者を募集するシステムを構築してまいります。

第 19 節 愛玩動物の収容対策(県環境生活部)

第 1 目 的

大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

第 2 被災地域における動物の保護

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市町村、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

第 3 避難所における動物の適正な飼育

県は、避難所を設置する市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- 1 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援
- 2 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- 3 他県市への連絡調整及び要請

福島県動物愛護管理推進計画（平成20年3月）（抜粋）

2 現状と課題

（3）災害時における動物の扱い

地震等の緊急災害時においては、動物を所有する被災者等の心の安らぎの確保、被災動物の救護及び動物による人への危害防止等の観点から、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が行われる必要がある。

7 施策等の方向

（4）災害発生時の救護対策

災害発生時において、被災者の負担軽減と被災動物の福祉の向上を図るため、保護収容及び餌の確保並びに関係団体との連携等を推進する。

8 具体的施策の展開

（9）災害発生時の救護対策の推進

災害発生時において、被災者の負担の軽減と動物の福祉のため、被災動物の保護収容及び餌の確保等について、「災害発生時の動物（ペット）の救護対策マニュアル」に基づき対応する。

また、隣接県との相互援助、市町村等行政機関との連携並びに獣医師会及びボランティア団体との連携協働について、体制整備を図る。